

加盟団体 様

平素から本会の諸事業の推進にご協力を賜り深く感謝申し上げます。
県スポーツ課から次のとおり情報提供がありましたので、関係者の
皆様に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

新潟支部バドミントン協会

◆◆◆以下県スポーツ課からの情報提供◆◆◆

【情報提供・周知依頼】新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について(3月11日時点)(スポーツ庁)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について(3月11日時点)

https://www.mext.go.jp/content/202000311-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

※問40に公共スポーツ施設の記載があります。

問40 臨時休業期間中に、学校の校庭や体育館、公共スポーツ施設を開放して、児童生徒が運動する機会を提供してもよいのか。

○ 児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動する機会を確保するため、学校の校庭や体育館、公共スポーツ施設の開放を設置者や各学校等の判断において行うことについては、一律に否定するものではありません。

○ この場合においても、一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないよう配慮することが必要です。

○ 特に、屋内である体育館の開放については、ドアを広く開け、こまめな換気を心がけたり、児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)を消毒液を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じた上で、少人数の児童生徒への開放にとどめるなど、より慎重な対応が必要であると考えます。

(参考)新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について(3月2日付文部科学省初等中等教育局長他通知)

3月10日付で「各種スポーツイベントの開催に関する考え方について(令和2年3月10日時点)」をスポーツ主管課宛てに発出しており社会体育施設での大規模イベントの実施についてお示しているところですが、社会教育施設でのイベント・講座の実施につきましても3月11日付で文部科学省より下記のURL先に記載のとおり発出をされておりますので、ご参考までに情報提供いたします。

【参考 URL】

https://www.mext.go.jp/content/202000311-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症のクラスター(集団)発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」(一部抜粋)

クラスター(集団)の発生のリスクを下げるための3つの原則

1. 換気を励行する:窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行します。ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはまだ十分にありません。
2. 人の密度を下げる:人が多く集まる場合には、会場の広さを確保し、お互いの距離を1-2メートル程度あけるなどして、人の密度を減らす。
3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける:周囲の人が近距離で発声するような場を避けてください。やむを得ず近距離での会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するかします。



新潟県県民生活・環境部

スポーツ課 企画係 小野塚 恒

TEL : 025-280-5626(直通)

FAX : 025-280-5276

